

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を定め、当社ウェブサイトに開示しております。

(<http://www.kyokuto-sec.co.jp/company/governance/>)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「基本方針」第1条に記載のとおりであります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10 - 1 任意の諮問委員会(指名委員会)の設置】

当社は監査役設置会社であるため会社法上の指名委員会及び報酬委員会は設置しておりません。報酬委員会に相当する任意の諮問委員会のみを設置しており、指名委員会に相当する任意の諮問委員会は設置しておりません。

取締役や経営陣の選解任につきましては、代表取締役及び独立社外取締役との間で緊密に意見交換等を行うことにより独立社外取締役によるジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めた適切な関与や助言を得る機会を確保しております。

当社における任意の諮問委員会(報酬委員会)の設置については、以下「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載のとおりであります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社の「基本方針」、「定時株主総会招集ご通知」(以下「招集通知」という。)及び「有価証券報告書(以下「有報」という。))は、当社ウェブサイトに開示しております。

「基本方針」:(<http://www.kyokuto-sec.co.jp/company/governance/>)

「招集通知」:(<http://www.kyokuto-sec.co.jp/ir/stockholder/>)

「有報」:(<http://www.kyokuto-sec.co.jp/ir/library/report/>)

【原則1 - 4 政策保有株式】

「基本方針」第7条に記載のとおりであります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

「基本方針」第5条に記載のとおりであります。

【補充原則2 - 4 - 1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、今後の環境変化に柔軟に対応し、持続的な成長を図るためには、中核人材の登用等において様々な経験・技能・属性を有する人材を確保することが重要と考えております。

中核人材の多様性を促進する観点から、当社及びグループ会社(以下「当社グループ」という。)における女性及び外国人管理職比率を中長期的に増加させるような人事政策を実施してまいります。また、中途採用者の管理職比率は、ほぼ半数を占めており、引き続き多様な経験を有する人材の確保に努めてまいります。

(中核人材の多様性確保の状況(2022年3月末時点))

女性管理職比率	17.7%	(2021年9月末)	17.6%
外国人管理職比率	0.0%	(同)	0.0%
中途採用者管理職比率	50.4%	(同)	48.6%

当社における中核人材の多様性確保のための人材育成方針、社内環境整備方針及びその実施状況については以下に記載のとおりであります。

(人材育成方針)

中核人材の多様性確保のため、まずは、多様な人材を採用することに努め、そのうえで、中核人材への登用に向けた人材育成の施策を実施してまいります。そのため、社内での業務上の経験や知識を共有する仕組みを構築し、将来にわたって経営に関わる人材の育成を促進してまいります。

(社内環境整備方針及びその実施状況)

働きやすい環境及び人材育成制度を整備することにより、中核人材の育成を進めてまいります。具体的には、多様な働き方を可能とする就業環境の実現のための制度整備・運用や能力開発プログラムの拡充を図ってまいります。また、今後、メンター制度等、社内における知識の共有や継承を促す仕組みを導入し、社員全体のつながりや能力の向上を図ってまいります。

当社では現在、育児休業制度、育児短時間勤務制度、キャリアリターン制度、介護休暇制度等、働きやすい環境整備を、また、各界の専門家による研修制度、各種の通信教育制度、キャリアパスの整備として職掌転換制度等、人材育成に係る制度をそれぞれ導入しております。

#### 【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、「確定給付企業年金(DB)」及び「確定拠出企業年金(DC)」の混合型制度を採用しております。

企業年金の健全な運用を行うため、スチュワードシップ・コードの受入れを表明している運用機関に運用を委託しており、運用状況等については、運用機関からの運用報告をもとに定期的にモニタリングしております。

また、当社自らが金融商品取引業者であることから、企業年金の運用に従事する人材は、相応の資質を保持していると考えております。更に、配置されたこれらの人材は、各種研修会等への参加により企業年金における専門性の向上を図っております。

#### 【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

< 会社の目指すところ(経営理念等) >

「基本方針」第9条に記載のとおりであります。

< 経営戦略 >

(経営の基本方針)

「第79回招集通知」28頁に記載のとおりであります。

(中長期の基本戦略)

「第79回招集通知」29頁～30頁に記載のとおりであります。

< 経営計画 >

当社の連結営業収益は、証券市場に係る受入手数料及びブローディング損益を柱としており、その大半が株式市場及び債券市場を源泉としております。株式・債券市場の好・不調による業績への影響を緩和するため、収益源の多様化を通じて収益の安定性確保に努めておりますが、それでもなお、業績が証券市場の動向に左右され、大きく変動する可能性があります。このような事情を勘案し、毎年度末の取締役会において翌年度の収益計画や重点施策を決定し、その達成状況を四半期ごとに検証・総括し、翌四半期の計画・施策を決定するという機動的な対応を行っております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「基本方針」第20条に記載のとおりであります。

(4) 取締役会が上記(3)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

社外役員に関する選任理由は、後述「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」  
1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】及び【監査役関係】の会社との関係(2)のそれぞれに記載のとおりであります。また、当社取締役・監査役それぞれの選任理由は、第79回招集通知11頁～21頁に記載のとおりであります。

#### 【補充原則3 - 1 - 3 サステナビリティについての取組み】

< サステナビリティへの取組み >

当社は、当社にとって重要と考えられるサステナビリティ課題について、取締役会等で継続的に議論を行い、そのうえで基本方針や推進体制等を整備いたします。サステナビリティ課題等については、下記「Vその他」の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 別紙」及び当社ウェブサイトに記載のとおりであります。

「サステナビリティ課題」：<http://www.kyokuto-sec.co.jp/company/governance/>

< 人的資本・知的財産への投資 >

当社の企業価値を他社と差別化している知的財産は、「お客さまからの信頼」というブランドと「特色ある旬の商品の提供」というノウハウであり、その基盤は営業部門や事務部門の専門人材であると考えております。そのため、当社においては人的資本への投資を積極的に行ってまいります。この人的資本への投資が、最終的にはお客さまの利益最大化につながると考えております。

なお、人的資本投資については以下のとおり実施しております。

(2021年度実績)

総額 約1,040万円(2020年度比 約20%増加)

(内訳)

AFP養成講座 約90万円

マネジメント・営業スキル研修 約150万円

その他研修費用 約800万円

< 気候変動に係る取組み >

気候変動対策や脱炭素化に向けた世界的な動きに対応するため、中長期的観点から、お客さまのESG投資に係るニーズを的確に把握し、それらのニーズに適った金融商品の提供を検討してまいります。併せて、脱炭素社会に向けて推進される代替エネルギーの開発など有望分野への自己資金による投資について積極的に取り組んでまいります。

また、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークを用いて、気候変動が当社グループの事業活動に与えるリスク及び機会を十分に分析し、そのうえで気候変動に係るビジネス戦略を策定し、当社グループ及び社会の持続的な発展につなげてまいります。

TCFDに基づく開示については、下記「Vその他」の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 別紙」及び当社ウェブサイトに記載のとおりであります。

「TCFDの枠組みに基づく開示」：<http://www.kyokuto-sec.co.jp/company/governance/>

#### 【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】

「基本方針」第16条に記載のとおりであります。

#### 【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「基本方針」第19条に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 10 - 1 任意の諮問委員会(報酬委員会)の設置】

当社は監査役設置会社であるため会社法上の指名委員会及び報酬委員会は設置していませんが、報酬委員会に相当する任意の諮問委員会を設置しております。

報酬委員会に相当する任意の諮問委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を強化し、説明責任の一層の充実を図ることを目的としており、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定又は変更に係る事項をジェンダー等の多様性やスキルの観点を含めて審議し、取締役会に答申することとしております。

当該委員会は、代表取締役会長、代表取締役社長及び全ての独立社外取締役で構成されており、独立性・客観性を担保するため、その過半数(5名中3名)を独立社外取締役で構成しております。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示】

「基本方針」第19条及び第20条に記載のとおりであります。

なお、取締役会は、当社の経営戦略に照らして当社取締役会が必要とするスキルを「企業経営」、「金融商品取引業」、「営業」、「財務会計」、「法務・リスク管理」、「情報通信」及び「監査」としております。

取締役及び監査役のスキルを一覧化したいわゆるスキル・マトリックスは、下記「Vその他」の「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 別紙」に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 2 独立社外取締役の兼任状況】

当社の取締役及び監査役の重要な兼職の状況は、「第79回招集通知」11頁～21頁及び35頁に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示】

取締役会は、「基本方針」第25条に基づき、毎年、各取締役の自己評価に基づいて取締役会全体の実効性等の分析・評価を行い、その結果の概要を開示することとしております。

当社の取締役会の構成は、取締役会の人数、社外取締役の比率、取締役の経験等の観点から適切であると考えております。また、審議資料やスケジュール等、取締役会の事務局運営についても適切に行われております。更に、社外取締役を含む取締役全員が経営会議に出席し、経営陣による業務執行の状況や課題について適宜報告を受け、取締役会の監督機能を機動的に発揮できるよう努めております。

本年度は、昨年に引き続き、「当社を取り巻く事業環境を踏まえた経営の現状分析、中長期の経営課題及び対応策等」を含め、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すことを目的として、企業戦略等の大きな方向性を示すための議論を行いました。執行役員全員が出席する経営会議では、中長期の経営課題に関する計画について、その計画の進捗状況の検証やアップデートのための議論を行いました。同会議には社外取締役を含む全取締役も出席し、当社の経営方針に基づいた助言や意見を述べました。

また、当社は東京証券取引所の市場区分の変更に伴い、プライム市場を選択いたしました。取締役会では、プライム市場に上場する企業に求められるより高いガバナンス水準を具備するための対応及び更なる企業価値向上を図るための対応について議論を行いました。

そのうえで、取締役会は当社の経営における現状を十分に把握したうえで、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する対応について決定したことから、経営陣への監督機能を十分に果たすことが出来たと考えております。中期的な経営課題への対応については、引き続きその計画の実行状況を注視しつつ、必要に応じて計画の追加、変更等の議論を継続することといたします。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】

「基本方針」第32条に記載のとおりであります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

「基本方針」第33条に記載のとおりであります。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,430,100	10.46
有限会社みつる	2,640,000	8.05
株式会社七十七銀行	1,616,100	4.93
株式会社三井住友銀行	1,523,780	4.65
三井住友信託銀行株式会社	1,491,100	4.55
菊池廣之	981,458	2.99
菊池一広	967,346	2.95
極東証券株式会社(自己株式)	877,531	2.68
菊池基之	875,092	2.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	858,100	2.62

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし



吉野貞雄	他の会社の出身者													
菅谷貴子	弁護士													

**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀川健次郎			堀川健次郎氏は、株式会社日本経済新聞社及び株式会社QUICKにおいて、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する知見を有しており、引き続き当該経験や知見を生かして経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社取締役会の機能強化を図ることが期待できると判断したためであります。 なお、東京証券取引所が独立役員として疑義のある判断要素として規定している項目及び属性情報の記載を必要とする項目に該当は無く、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
吉野貞雄			吉野貞雄氏は、株式会社東京証券取引所及び平和不動産株式会社において、経営者として長く会社経営に携わるとともに、政府や関連団体の委員を務めるなど証券市場に密接に関係する業務を幅広く経験しております。同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融資本市場に関する知見を有しており、引き続き当該経験や知見を生かして経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社取締役会の機能強化を図ることが期待できると判断したためであります。 なお、東京証券取引所が独立役員として疑義のある判断要素として規定している項目及び属性情報の記載を必要とする項目に該当は無く、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
菅谷貴子			菅谷貴子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有するとともに、他の会社の社外取締役及び社外監査役としての経験を有しており、引き続き当該経験や知見を生かして経営陣の職務執行に対する監督、助言等をいただくこと及び当社取締役会の機能強化を図ることが期待できると判断したためであります。 なお、東京証券取引所が独立役員として疑義のある判断要素として規定している項目及び属性情報の記載を必要とする項目に該当は無く、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安村和洋			<p>安村和洋氏は、長年にわたり金融機関における勤務経験があり、また、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。2016年6月に当社社外監査役に就任し、監査役会の実効性向上に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な経験と知見は、監査役としての職務の適切な遂行に資するものと判断したためであります。</p> <p>なお、東京証券取引所が独立役員として疑義のある判断要素として規定している項目及び属性情報の記載を必要とする項目に該当は無く、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
津國伸郎			<p>津國伸郎氏は、長年にわたり金融機関における勤務経験があり、また、経営者として長く会社経営に携わってまいりました。2018年6月に当社社外監査役に就任し、監査役会の実効性向上に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な経験と知見は、監査役としての職務の適切な遂行に資するものと判断したためであります。</p> <p>なお、東京証券取引所が独立役員として疑義のある判断要素として規定している項目及び属性情報の記載を必要とする項目に該当は無く、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、連結業績向上に対する意欲・志気を高め、株主価値の向上を図ることを目的に、業績等連動型役員報酬制度を導入しております。業績等連動型役員報酬制度...役員退職慰労金制度を廃止し、業績等に連動する報酬体系に移行しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2022年3月期における役員区分ごとの報酬等の総額については、「2022年3月期(第79期)有報」42頁に記載のとおりであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	あり
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(1)基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の企業価値の持続的向上を図るため、取締役の経験や職責を踏まえ、かつ、当社への貢献度や当社の業績を反映したものとすることを基本方針とし、定期同額報酬と業績連動報酬を構成要素とする。なお、社外取締役については、その職務に鑑み、定期同額報酬のみを支払うこととする。

(2)定期同額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

定期同額報酬は、役位、職位、在任年数に応じ、当社への貢献度も勘案した額を、月例の固定報酬として支払うこととする。

(3)業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭報酬とし、連結経常利益及び単体の特別損益の額を業績指標とし、それぞれの額の一定割合を合計したものを支払い原資として、取締役個人の担当部門の業績及び評価に基づき配分し、毎年一定時期に支払うこととする。

(4)定期同額報酬の額又は業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く。)の種類別の報酬割合については、個人別の報酬総額に対する一定の割合は予め定めず、各事業年度の業績指標の変動等に応じて、業績連動報酬の額及び定期同額報酬と業績連動報酬の割合が変動するものとする。



(5)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の定期同額報酬の額及び各取締役(社外取締役を除く。)の担当業務の状況を踏まえた業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の適用方法の妥当性について諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定しなければならないこととする。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役(社外監査役)の職務を補助すべき専従スタッフの配置はいたしておりませんが、必要に応じて関連部署と連携し、適宜対応いたしております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

#### その他の事項

当社には、相談役・顧問制度はありますが、現在該当するものはおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 当社の業務執行体制及び監視体制は、次のとおりであります >

#### (取締役会)

取締役会は、毎月1回以上開催しており、経営上の最高意思決定機関として経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに法令・定款・社内規程に則った当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行うことを目的としております。

取締役会は、社外を含む全ての取締役で構成されております。また、社外を含む全ての監査役も出席しております。

取締役会は、活発な議論と迅速な意思決定が可能な体制となっており、更に経営監督機能の透明性向上と経営環境の変化に機動的に対応できる経営監督体制を確立するために、取締役の任期を1年としております。また、当社の取締役の定数につきましては、9名以内とする旨を定款に定めております。

#### (報酬委員会)

報酬委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性及び客観性を強化し、説明責任の一層の充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。

報酬委員会は必要に応じて開催しており、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定又は変更に係る事項等を審議し、取締役会に答申することとしております。

報酬委員会は、代表取締役会長、代表取締役社長及び独立社外取締役(「基本方針」に定める独立社外取締役)の全員で構成され、独立性・客観性を担保するため、その過半数を独立社外取締役で構成しております。

#### (経営会議)

経営会議は、原則として毎月1回開催しており、経営上の重要な業務に関する事項及び経営計画・営業計画に関する報告・協議等を行うことを目的としております。

経営会議は、業務執行取締役及び常務執行役員、執行役員で構成されております。また、社外を含む全ての監査役も出席しております。

#### (取締役会長)

取締役会の議長であり、会社の業務を総攬監督しております。

#### (取締役社長)

経営の最高責任者として、当社業務の全般を指揮統轄しております。

#### (監査役)

監査役は経営判断の公正・適法性等を確保するため、監査方針・監査計画に基づき、取締役会及び経営会議への出席、代表取締役・業務執行取締役等からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況について監査しております。

#### (監査役会)

監査役会は、原則として毎月1回開催しており、法令・定款及び監査役会規程に基づき、監査役の監査方針及び監査計画、監査役の職務執行に関する事項を決定するとともに、各監査役の監査報告に基づき、監査役会の監査報告を審議・作成することを目的としております。監査役会は、社外を含む全ての監査役で構成されております。また、当社の監査役の定数につきましては、4名以内とする旨を定款に定めております。

#### (執行役員)

執行役員は、取締役会の経営方針に基づき、取締役の監督の下、各々の担当分野において業務を執行する責任を負い、その選任・解任及び担当業務は取締役会で決定します。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる取締役会の効率的運営確保を図る観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会の「経営の意思決定及び執行監督機能」と執行役員の「業務執行機能」を分離し、各々の機能強化を図っております。

当社は「グループ会社管理規程」を制定するとともに、同規程に基づきグループ会社の適切な管理を行っております。また、当社の内部監査部門及び当社監査役による監査によって、グループ会社の業務執行の適正性の確保を図っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会、監査役(監査役会)を設置しております。また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる取締役会の効率的運営確保を図る観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会の「経営の意思決定及び執行監督機能」と執行役員の「業務執行機能」を分離し、各々の機能強化を図っております。

これは、当社業務に精通した人物による会社経営及び取締役や監査役が果たす役割の完全な分離が、当社にとって最も適した形態であるとの考えに基づき、取締役会が経営の監督機能を、監査役会が取締役・執行役員の業務執行の監査機能を担っております。更に、当社は、取締役会において中長期的な企業価値向上を図ること及び経営の監督機能の強化を図るため、社外取締役を3名選任しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆さまが株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知発送を、原則株主総会日の3週間前としております。また、発送日以前に速やかに当社ウェブサイト上に招集通知を開示しております。 なお、第79回定時株主総会の招集通知は、2022年5月31日(火)に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2019年第76回定時株主総会より、電磁的方法(インターネット)による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2019年第76回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2022年第79回定時株主総会より、招集通知(要約)の英文を当社ウェブサイト上に開示しております。
その他	招集通知のインターネット開示を実施しております(事業報告の一部、連結計算書類連結注記表、計算書類個別注記表)。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	日本語版・英語版を、四半期ごとにデータ更新し当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:総務部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「基本方針」第10条及び第11条に記載のとおりであります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	上記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」1. 基本的な考え方 - コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載のとおりであります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「基本方針」第13条に記載のとおりであります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び関係法令に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制の充実を図っております。

#### (1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理コード」やコンプライアンスの基本原則を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、具体的な行動計画を「コンプライアンス・プログラム」として策定し、その徹底を図っております。また、金融商品取引法をはじめとした法令・諸規則遵守の一段の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、法令違反行為の未然防止策の立案、社内の問題点の早期洗い出しと改善策の検討・具体化を行っております。

職務執行の適正性を検証するため、内部監査部門による営業部店検査及びグループ会社を含む業務監査を定期的に行い、検査（監査）結果については、都度報告会等を通じて問題点の共有と改善事項の徹底を図っております。

重要な会社情報に関しタイムリーかつ正確で公平な情報公開の確保及びそのための体制の構築を図るため、「ディスクロージャー規程」を定めております。また、取締役会、社長又はディスクロージャー統括責任者の諮問に応じて、当社のディスクロージャーに関する事項を審議し、意見を具申する役割を担う「ディスクロージャー委員会」を設置しております。

財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制運用規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うための社内体制を整備しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき文書として作成しております。これらの情報は「文書取扱規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

#### (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を定め、管理すべきリスクの所在と種類を明確にしたうえで、それぞれのリスクごとに管理規則を定めております。

リスク全般の管理に関しては、「リスク管理統括責任者」及びリスク管理部を設置し、統合的にリスク管理を行っております。また、全社的な事業リスクの管理の強化を目的として、重点リスクの管理状況に関する情報共有等を行うために「リスクマネジメント連絡会」を設置し、当社の戦略、ビジネスモデル及び経営成績に影響を及ぼす重点リスクについてのモニタリング及び管理方法などについて情報交換及び協議を行っております。なお、当社の事業リスクの網羅的な把握、その評価・分析及び対策について協議等を行うため、リスクマネジメント連絡会を改組し、2022年4月1日付で「リスク管理委員会」を設置いたしました。

また、経営情報や個人情報を含めた情報管理強化のため、当社が保有する全ての情報資産の安全対策を示す「情報セキュリティ方針」、情報資産を保護するための具体的な対策や、適切な業務処理を行うために「情報セキュリティ規程」を定めております。更に、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策の維持管理を会社統一的な視点で行うため、「情報セキュリティ委員会」を設置しております。

事業継続計画（BCP）に関しては、「危機管理規則」及び「危機対応マニュアル」を定め、危機対応体制を整備しております。

#### (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会を経営上の最高意思決定機関として位置付け、取締役会の適切かつ円滑な運営を図ることを目的として「取締役会規程」を定めており、取締役会は重要な意思決定及び業務執行状況の監督をしております。当社は、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することで、経営の効率化及び取締役による業務執行に対する監督機能を強化しております。また、「業務分掌・決裁権限規程」を定めることで、執行役員による業務執行権限と取締役会の権限を明確にし、取締役が効率的かつ適切に職務執行できる体制を整備しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため「グループ会社管理規程」を定め、営業成績・財務状況その他の重要情報の定期的な報告を求め、グループ会社の適切な管理を行っております。当社の内部監査部門及び監査役による監査によって、グループ会社の業務執行の適正性の確保を図っております。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、監査役と協議のうえ、専ら監査役の指揮命令に従う使用人を配置する等、必要な措置を講じております。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、子会社の取締役・監査役等・使用人又はこれらの者から報告を受けた

者が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの取締役・使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、営業部店検査及び業務監査の実施状況、内部通報制度による通報内容等を速やかに報告する体制を整備しております。

(8) 監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の「内部通報規程」の一部を準用することにより、当社の監査役に対して報告を行った取締役又は使用人について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から、その職務の執行に要する又は要した費用等を請求した場合、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに対応しております。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、各種会議への出席、議事録等の閲覧、取締役との会合、会計監査人等との連携など、体制を整備しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署や担当者を設置するとともに、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行っております。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る基本取組姿勢

当社は、金融商品取引法、その他の法令及び金融商品取引所の定める適時開示規則等を遵守し、株主及び投資者の皆さまの投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報を適時、公平かつ正確に開示してまいります。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況

当社では、ディスクロージャー委員会を設置しております。また、会社情報の適時開示に係る責任者をディスクロージャー統括責任者(企画管理本部長)とし、事務局は総務部としております。会社の重要な情報はディスクロージャー統括責任者及び総務部に集約されております。

(3) 開示手続

当社では「法定開示情報」、「適時開示情報」、「その他の開示情報」に分類し、それぞれ下記のとおりの手順で開示してまいります。

「法定開示情報」

法令等で開示が求められる有価証券報告書、四半期報告書、訂正報告書並びに臨時報告書等については、内容の正確性について、あらかじめディスクロージャー委員会の確認を受けた後、「稟議規程別紙決裁基準表」に定める承認を経て、開示を行います。

「適時開示情報」

イ 決定事実に関する情報

取締役会で決定された事項については、ディスクロージャー統括責任者が適時開示規則に基づいて開示の必要性の有無を判断することとし、適時開示規則に判断に必要な明文規定がない場合は、直ちにディスクロージャー委員会の審議に付し、開示の是非の決定を行います。

ロ 発生事実に関する情報

経営上重大な事実が発生した際には、当該発生部署の責任者は直ちにディスクロージャー統括責任者にその旨を通知します。ディスクロージャー統括責任者は、当該発生事実について、適時開示規則に基づいて開示の必要性の有無を判断することとし、適時開示規則に判断に必要な明文規定がない場合は、直ちにディスクロージャー委員会の審議に付し、開示の是非の決定を行います。ただし、緊急を要する場合には、ディスクロージャー統括責任者の判断により開示の是非の決定を行うことができます。

ハ 決算に関する情報

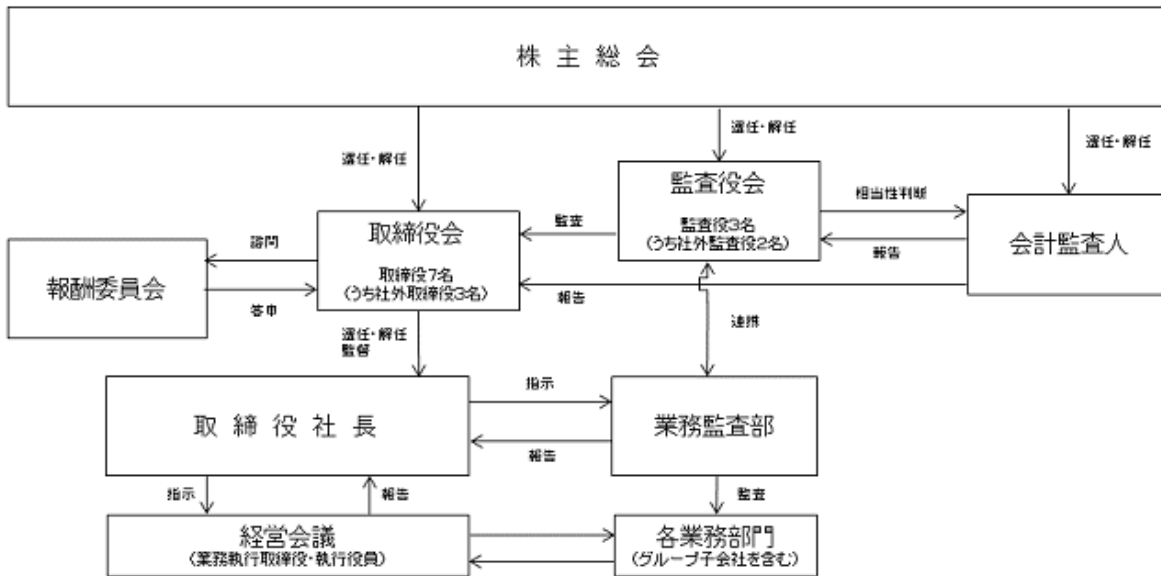
適時開示規則により開示が求められる決算短信等については、内容の正確性について、あらかじめディスクロージャー委員会の確認を受けた後、取締役会決議を経て、開示を行います。

「その他の開示情報」

ディスクロージャー委員会の審議への付託の是非を含め、ディスクロージャー統括責任者が開示の必要性の有無を決定します。

(別紙)

1. コーポレート・ガバナンス体制の模式図

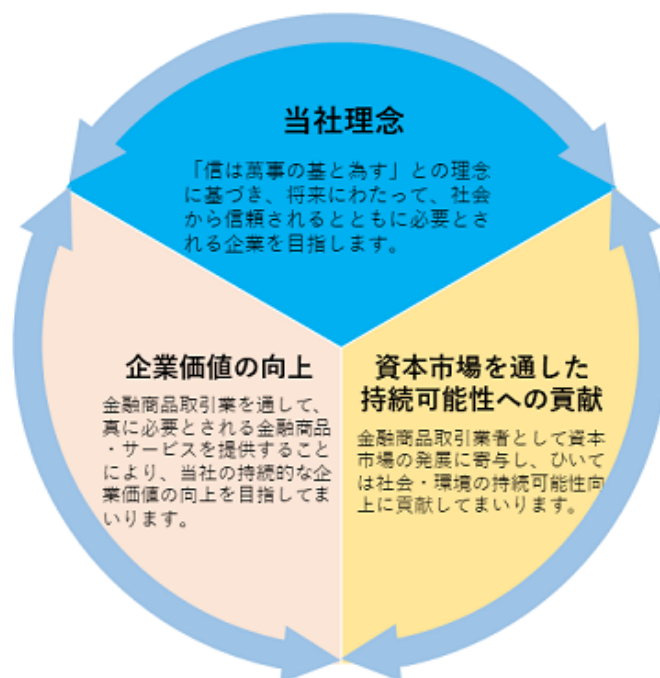


2. 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

	氏名	地位・担当	各取締役・監査役が有する主な知識・経験等						
			企業経営	金融商品取引業	営業	財務会計	法務リスク管理	情報通信	監査
1	菊池廣之	代表取締役会長	●	●					
2	菊池一広	代表取締役社長	●	●					
3	後藤昌弘	取締役専務執行役員 営業本部長		●	●				
4	茅沼俊三	取締役専務執行役員 企画管理本部長		●		●	●		
5	堀川健次郎	社外取締役 独立役員	●					●	
6	吉野貞雄	社外取締役 独立役員	●	●		●			
7	菅谷貴子	社外取締役 独立役員					●		●
8	安村和洋	常勤社外監査役 独立役員		●					●
9	金子弘之	常勤監査役					●		●
10	津國伸郎	社外監査役 独立役員					●		●

### 3. サステナビリティ基本方針

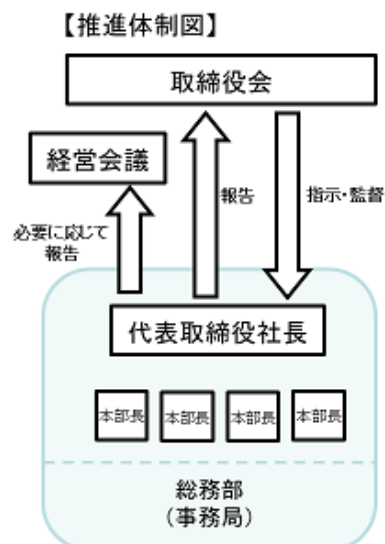
極東証券株式会社は、企業理念に基づき、金融商品取引業者としての事業を通して、サステナビリティ（持続可能性）の向上に取り組んでまいります。



### 4. サステナビリティ推進体制

#### 【サステナビリティ推進体制】

- ① 取締役会では中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定し、同方針に基づく施策の策定及び実施を代表取締役社長へ指示
- ② 代表取締役社長は、各本部長に対し、サステナビリティ課題への具体的な対応の策定・実施を指示
- ③ 代表取締役社長(事務局)は、半期に一度、各本部長からのサステナビリティ課題への取組みの進捗状況を取り纏め、その内容を取締役に報告



## 5. サステナビリティ課題



## 6. サステナビリティ重要課題

	重要課題	取り組み内容	目標	参考とする指標及び2021年度実績
ビジネス戦略	当社独自のビジネスモデルの追求	<ul style="list-style-type: none"> <li>Face to Faceのビジネスモデルの発展</li> <li>当社ビジネスモデルの根幹である人的資本への投資</li> <li>持続的な発展の基盤となる健全な財務状況の堅持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン証券会社や他の中堅証券会社との差別化を図るため、お客さまとの直接対話を行う対面による営業スタイルを堅持いたします。その営業スタイルの質的な向上を図り、当社グループの提供する商品やサービスを求める新しい顧客層を開拓するとともに、全体的な預り資産の増加を図り、顧客基盤の拡大に努めてまいります。</li> <li>役員がその業務を遂行するうえで必要とされる様々な資格の取得を支援するとともに、若年研修、リーダー研修などの研修プログラムを充実させ、お客さまの期待に応えられるような人材の育成や拡大を図ってまいります。</li> <li>自己資本を充実させることにより強固な財務基盤を構築するとともに、自己資本を効率的に運用することによって収益性を高め、企業価値の向上を目指してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮小による新規開拓口座割合 49.68%</li> <li>ROE・ROIC&gt; 株主資本コスト ROE4.6% ROIC1.6%</li> <li>顧客ロイヤリティ指標（CX指標） 5.56&gt; 5.34（対業証券平均）</li> <li>営業員のFF取得率 98.1%</li> <li>テクニカルアナリスト取得数 77名</li> <li>通信教育提供数 43講座</li> <li>自己資本比率 64.2%</li> </ul>
	人生100年時代を見据えたサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化の進展に対応した顧客サービスの拡充</li> <li>その時々年齢に合った商品提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産寿命を延伸させるための安定的な資産運用や資産相続アドバイスなど、総合的なコンサルティングサービスに対するニーズに応えることによって新たな顧客層の取り込みを図ってまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期分配型投資信託の販売額（高齢者のライフスタイルに連した商品の提供）</li> <li>運用を継続し資産寿命の延伸を図りつつ、今までに築き上げてきた金融資産をベースとした定期的収入によって充実した生活を送りたいというシニア層のニーズに応え、ご希望のあるお客さまに対しては、毎月分配型投資信託を販売</li> </ul>
	DXの活用による営業活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルツール活用による営業員へのサポート</li> <li>お客さまの利便性向上</li> <li>お客さまへの新たなアクセス方法の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社グループが他社との差別化を図るためのビジネスモデルの根幹は、特色ある旬の商品やサービスをFace to Faceでお客さまに提供できるかということにあります。その観点から、営業活動を高度化させるデジタルツールを活用してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規ツールの導入件数・効果</li> <li>営業員へのサポートツールを2022年度導入に向け準備</li> </ul>
	引受業務を通じた新興企業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客資金を新技術、新サービスを提供する企業に結ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引受幹事証券会社として、新技術、新サービスを提供する企業に必要なアドバイスや情報提供を行うとともに、上場時の株主づくりに貢献してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IPO引受件数 36件</li> <li>IPO関与率 30%（全IPO件数 120件、東京プロ市場、REITを除く）</li> </ul>
事業基盤	ガバナンス・コンプライアンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の金融資本法制への適切な対応</li> <li>コンプライアンスの徹底</li> <li>コーポレートガバナンスの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「お客さま本位の業務運営に関する方針」を徹底し、役員全員がより高い倫理観に基づいて業務を遂行するとともに、コンプライアンス体制の更なる強化を図ってまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス研修状況（回数・内容）（2021年度実績状況） 6回開催 （研修内容） ・監査部門研修 ・内部部門研修 ・外務員の資質向上のための研修 ・マネーロンダリング・テロ資金供与対策研修 ・情報セキュリティ研修 ・ハラスメント研修</li> </ul>
	リスク管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケットリスクをはじめとする各種リスクの管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理すべきリスクが多様化する現状に鑑み、新たに認識されたリスクや今後発生すると予想されるリスクを的確に把握し、それに対する対応策などを早期に策定するなど、リスク管理の更なる強化を図ってまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会・リスクマネジメント連絡会の開催状況等</li> <li>リスク管理委員会を新たに設置（2022年4月1日付）</li> </ul>
	持続可能な地球環境への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペーパーレス化、再生紙の利用</li> <li>省エネ製品の導入</li> <li>自己投資におけるESG要素</li> <li>環境関連の品揃え強化</li> <li>TCFDへの賛同、TCFD提言に基づく情報開示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的観点から、お客さまのESG投資に係るニーズの把握やそれに適う金融商品の提供等の検討を行ってまいります。また、自己投資の分野においては、脱炭素社会に向けて推進される代替エネルギーの開発など有望分野への投資について引き続き取り組んでまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2排出量 296t</li> <li>サステナビリティ関連投資信託の提供</li> <li>ESG分析等による質的評価、企業価値評価に基づき活用されている投資信託の取り入れを開始</li> </ul>
	金融リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>正確な金融知識を啓蒙し、リターン・リスクを十分理解したうえで投資判断ができる投資家を増やす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融リテラシーの向上のための施策を行い、お客さまに販売する金融商品について、内在するリスク・リターンの関係をより分かりやすく説明してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融リテラシー教育への協賛・協力件数等</li> <li>学校法人への寄付金額：1,510万円</li> </ul>
	人材の育成・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>働き方改革</li> <li>人材の多様性</li> <li>人権の尊重</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」を推進するとともにハラスメントの防止やメンタルヘルスも含めた従業員の健康管理の増進等に取り組んでまいりました。今後も、これらの取り組みを継続するとともに、適材適所の人員配置や差別のない人材登用等、あらゆる面で従業員が働きやすい職場環境を整備することを課題として認識し注力してまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児介護支援制度取得実績 4名</li> <li>女性・中途採用者等管理職比率（2022年度3月末時点） 女性管理職比率：17.7% 中途採用者等管理職：50.4%</li> </ul>
	地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術活動への協賛</li> <li>寄付を通じた社会への貢献</li> <li>地域コミュニティへの協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら提供する金融サービスを通じて国民の資産形成や金融リテラシー向上に貢献することや、質の高い教育や研究を支援する目的で、学術活動及び金融・経済等に係る教育分野への寄付を行ってまいります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別の寄付件数・金額等</li> <li>学校法人への寄付金額 1,510万円</li> </ul>

## 7. TCFDに基づく開示

### (1) ガバナンス

当社は、経営の基本理念に則り、当社独自のビジネスモデルを通して持続的な成長を目指してまいります。

当社にとって重要と考えられるサステナビリティ課題（TCFDへの対応を含む）について、取締役会等で継続的に議論を行い、そのうえで基本方針や推進体制等を整備するなど、ガバナンス体制の構築を行い、サステナビリティ課題への取組みの進捗状況を取締役に定期的に報告することとしております。

### (2) 戦略

当社は、国際エネルギー機関（IEA）や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が公表する複数の既存シナリオを参照の上、2℃シナリオ及び4℃シナリオが実現した場合の2つの社会を想定しました。

2℃シナリオ	新たな政策・制度を導入し、2100年時の気温上昇が産業革命前に比べて2℃未満に抑制されるシナリオ
4℃シナリオ	新たな政策・制度が導入されず、2100年時の気温上昇が産業革命前に比べて4℃以上となるシナリオ

その想定のもと、当社の事業活動に与える気候関連のリスクと機会を以下のとおり抽出し、対応を開始しております。

#### <リスク>

種類	気候関連のリスク	当社にとってのリスク	ビジネス・戦略・財務等への影響	
			2℃シナリオ	4℃シナリオ
移行リスク	政策・法規制リスク	・ 環境基準を満たす機器への入れ替え義務化によるコスト増	→	→
		・ 環境関連の情報開示義務が拡大することにより、対応コストが増加	→	→
	技術リスク	—		
	市場リスク	・ グリーン投資を志向する顧客ニーズの変化への対応の遅れにより、当社の市場競争力（商品・サービス）の低下や収益機会を逸してしまうこと	→	→
		・ 顧客ニーズの変化に伴う新たな営業手法・サービスの導入が必要となった際のコスト増	→	→
		・ 気候変動への取組内容・開示情報の不足により、当社のESG格付が下落し、ESGインデックスからの除外やウェイトの縮小となり、機関投資家が当社株の保有を削減し、株価が下落	→	→
	評判リスク	・ 電気やガソリン等のエネルギー価格上昇による事業コストの増加	→	→
・ ESG商品の品揃え不足による顧客離れ		→	→	
・ 再生可能エネルギーへの切替等を行わないことによる当社のイメージダウン（例：ガソリン車の利用、省エネ機器の不使用） ・ ESG格付低下による当社株価の下落		→	→	
物理的リスク	急性リスク	・ 台風や大雨による当社社員の被災、本社ビル等の損壊	→	↑
	慢性リスク	・ 気温上昇による屋外での活動の制限（例：熱中症の危険性増大・海面上昇による道路浸水）	→	↑
		・ 業務における使用電力の増加（例：気温上昇による冷房器具の使用増）	→	↑



<機会>

気候関連の機会	当社にとっての機会	ビジネス・戦略・財務等への影響	
		2℃シナリオ	4℃シナリオ
資源効率	・ 事業コスト全般の削減	→	→
エネルギー源	・ 事業コスト全般の削減	→	→
製品とサービス	・ 顧客ニーズの変化を捉えた新規商品の提供（例：新興国の発行体や新興国通貨連のグリーンボンド、天候デリバティブを組み込んだ個人向けの社債・投資信託）	↑	→
	・ 顧客ニーズの変化に伴う新たな営業手法・サービスの導入（例：新規顧客へのコンタクトや情報提供のデジタル化による収益機会の獲得）	↑	→
市場	・ グリーンボンドの引受・売出を行うことによる新たな収益原の確保	→	→
	・ 環境関連のベンチャー企業や脱炭素社会に向けての有望分野への自己投資による当社の収益増	→	→
レジリエンス	・ 再エネプログラム、省エネ対策の推進による取引先からの信頼性向上	→	→
その他	・ 気候変動への取組内容・開示情報の充実により、当社のESG格付が上昇し、ESGインデックスへの組入やウェイトの増加により、機関投資家が当社株の保有を増加させ、株価が上昇	↑	→

<対応>

項目	対応策
環境基準への対応	・ 社用車（リース含む）の電気自動車への転換や電力の再生可能エネルギー等への切替を検討
環境関連開示の義務拡大	・ 環境関連開示に適切に対応し、その他の非財務情報の開示も充実を図ることで、当社のESG評価を向上させる
顧客ニーズの変化	・ 外資系金融機関と連携し、当社が得意としてきた他社とは差別化された商品（グリーンボンド等のESG関連商品）の発掘（開発）を行う
新たな成長分野への投資	・ 環境関連のベンチャー企業や脱炭素社会に向けての有望分野への自己投資
平均気温の上昇やゲリラ豪雨の増加、異常気象の激甚化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Face to Faceの営業が円滑に継続できるような体制を整備（WEBによるリモート面談やリモートワークを可能とするツール導入等のデジタル化）</li> <li>・ 新規顧客へのコンタクトや情報提供のデジタル化による新たな収益機会の獲得</li> </ul>

(3) リスク管理

全社的な事業リスクを分析・評価し的確なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置しております。同委員会において、全社的な事業リスク管理の一つとして気候関連リスクの管理を行い、必要に応じて取締役会等に報告を行います。

(4) 指標・目標

<2021年度の温室効果ガス排出量実績と2030年度削減目標>

